

長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 24 年 2 月 21 日（火）午前 10 時 30 分～午前 11 時 40 分
- 場 所 長野県庁議会棟 第 2 特別会議室
- 出席委員 栗林正清会長、神戸美佳委員、松江英明委員、正木享委員、林貴美子委員
- 県出席者 岩崎弘総務部長、小林利弘市町村課長、林信一情報システム推進室長ほか
- 議 題
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

1 議 事

- (1) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (2) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について

2 その他

- (1) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- (2) 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要について
- (3) 番号制度と住民基本台帳ネットワークシステムについて
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバの機器更改について

別紙

(司会)

ただいまから長野県本人確認情報保護審議会を開催します。

開会にあたりまして、岩崎総務部長からごあいさつを申し上げます。

(岩崎総務部長)

おはようございます。県の総務部長の岩崎でございます。本日は大変お寒い中、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。冒頭若干ごあいさつをさせていただきたいと思います。

この、住民基本台帳ネットワークシステムでございますけれども、平成14年8月の利用開始から9年半が経過しております。その間大きなトラブルもなく稼働をしているという状況でございます。私どもの県では、この住基ネットを8つの事務について利用しております。利用件数も延べ50万件ということで、大変効率化に寄与していると考えているところでございます。この住基ネットでございますが、最近色々な動きがございます。一つは本年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されます。これによりますと外国人の住民の皆さんも日本人と同様に住民基本台帳の対象になるとされております。また、その他医療や税の分野で導入されるといわれております番号制度、いわゆるマイナンバー法案というのが先週閣議決定をされまして今度の通常国会へ提出されるという見通しになっているという状況でございます。こういった動きの中で、県の本人確認情報の保護に関する施策というものもいろいろ影響を受けてくるというふうに考えられます。委員の皆様に対しましては、県の住基ネットの利用状況、あるいは監査の状況、セキュリティ対策について御報告をさせていただいて、今後の動向についてもあわせてお話をさせていただきたいと考えております。

今日が第4期の最後の審議会ということになるわけでございます。2年間にわたりまして委員をお務めめいただきまして大変ありがとうございました。この場をお借りして御礼を申し上げるとともに御審議をお願いいたしまして、あいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日は5名の委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第8条第2項の規定によりまして会議は成立しております。

それでは、ここから議事に入りますが、誠に申し訳ございません、岩崎総務部長でございますけれども、ここで失礼し退席させていただきます。

それではこれ以降につきましては、条例第8条第1項の規定によりまして栗林会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(栗林会長)

皆さんおはようございます。これより議事に入らせていただきます。

まず、審議会の公開・非公開の扱いについてですが、これまで参考資料の傍聴要領のとおり扱ってきております。審議会は原則公開としておりまして本日の会議についても全て公開とする予定です。しかし、セキュリティ対策の詳細に関する内容について議論となり、本人確認情報の保護を図る上でも支障があると認められる場合は、非公開とする場合がございますが、その都度委員の皆さんの御意見等をお聞きして決定していきたいと考えておりますので御了承願います。

それでは、本人確認情報の県事務利用状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(栗林会長)

今説明をいただいた内容について質問・意見等ございましたらどうぞ忌憚なく述べていただきたいと思えます。

なければ、県においては、引き続き適切に県事務利用を行っていただくということでお願い致します。

次に、県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(栗林会長)

今説明した内容について、質問意見等がありましたらお願いします。

(神戸委員)

フォローアップの実施結果について確認させていただきますけれども、平成22年度の外部監査で3点未満になっていた機関として、佐久と上小があがっておりますが、この機関についてもフォローアップを23年度に実施したということでよろしい訳ですよ。引き続き来年度も意識的に確認をしていくというお話があったと思いますが、現段階で外部監査を受けても3点取れるという程度にきちんとセキュリティ対策が行われているということによろしいでしょうか。

(事務局)

この点につきましては、私どもも直接確認をしておりますので、大丈夫と考えております。

(神戸委員)

監査の結果が、外部監査も含めまして23年度は全部3点満点だったということは当然あるべき結果とはいえ改善がなされていたことは、県のセキュリティ体制の向上が図られている結果かと思しますので評価すべきかと思ます。引き続き適正なセキュリティ対策の実施をお願いしたいと思います。

(栗林会長)

他に質問・意見がありますか。

(正木委員)

私、仕事柄、住基ネットの監査というのは多々やらせていただいておりますが、なかなか満点になるというのはハードルが高いというところで、今回やっと3点になったということなので、今後は監査なりフォローアップあるいは研修等を通じて、3点を維持していくというのが一番大切なことであると思しますので、今後もそういう活動を続けていただきたいと思います。

(事務局)

19年に利用を開始してようやく3点になるのに、5年かかっているということはやはりどこか抜けているところがあったんだろうなという反省をしております。しかしながら、これで満足という形ではなく、常に満点を期す気持ちというものが当然必要なんだろうと思ます。私ども、この4月には異動の時期となりますので、そうしたことが引き続き行えるようにしっかり各職員の研修等に努めてまいりたいと考えております。

(栗林会長)

他に質問・意見等がございましたらどうぞ。

(松江委員)

膨大な項目のリストを今見させていただいておりますが、この項目というのは一度決めたらなかなか変えないというものなのか、必要に応じて見直すべき項目があるのか、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

チェックリストにつきましては、基本的に総務省が作成しておりますが、状況に応じて逐次見直しがされているという状況でございます。

(松江委員)

相当な、かなり込み入ったところまで書いてありまして、しっかりやっていることは大変だなと改めて思いました。引き続き、他の委員の皆さんからもありましたように、御努

力をお願いしたいと思います。

(栗林会長)

他に委員の方から何かございますでしょうか。林委員いかがですか。

(林委員)

市町村の立場で言いますと、同じようなチェックをしております。私もその部署におりましたときに受けたんですが、かなり細かな内容ですので、すべて3点というわけにはいきませんでした。すぐに改善をいたしましてセキュリティの確保に努めたところでございます。それぞれの市町村もこういうことをやっております、どこかでセキュリティが保たれないということになっては大変ですので、それぞれの立場でやっていくことが大事だと思ったところでございます。

(栗林会長)

私のほうからよろしいですか。今説明を受けた22年度の実施結果で、自己点検では19機関すべて行ったと、外部監査では19機関のうち2機関を行っただけということですね。

例えば佐久・上小では改善を要する項目なしという形ですが、外部監査ではドキュメントの管理等旧版を廃棄した記録がないという指摘があったということですが、自己点検の段階では認識をしなかったということなのか、そこまでの必要がないという判断だったのか、その辺の認識の違いはどういうことだったのでしょうか。

(事務局)

チェック表は、廃棄する際は裁断・溶解等行っているかというのがリストになっておりまして、それを確認する手段として、その記録を残しておくところまではそのリスト上では明記されていない状況でございます。しかしながら、外部監査人に言わせれば、本当にやったかどうかということがわかるようにすることが一環の流れでしょうという御指摘をいただいたものと思っております。従いまして、行為から最後の確認までを一連としてとらえるべきだと今後の研修会の中でも伝えてまいりたいと思います。

(栗林会長)

了解いたしました。

他に質問・意見等ございますでしょうか。なければ、今の委員の意見等を参考にして、引き続き県におかれてはセキュリティ対策の向上に努めていただくようお願い致します。

次にその他の報告事項に移ります。まず、市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(栗林会長)

ただいまの説明・報告について質問・意見がございましたらどうぞ。

質問・意見はないようですので、次に住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要について事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(栗林会長)

今の説明について、質問・意見等がありましたらお願いします。

なければ、続きまして番号制度と住民基本台帳ネットワークシステムについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5に基づき説明。

(栗林会長)

今の説明について、質問・意見等がございますか。

私の方からよろしいですか。30年以上前に名前は忘れたんですがグリーンカードと言いましたでしょうか、いわゆる国民総番号制度的なものが議論になって、当時の野党などが反対して話が一旦つぶれたという経緯があるんですね。今、30年以上経ってまた、いわゆる国民総番号制度ですが、このことについて、この場で質問に当たるかどうかかわからないんですが、それについて反対とか国会審議で通る、通らない見通しはわかりますでしょうか。

(事務局)

今回提出されましたのは、社会保障・税の一体改革の一環として検討され提出されたものでございます。この法律そのものに対する情報というのは今、大変申し訳ありませんが持ち合わせておりません。

先ほど申し上げましたように、2月14日閣議決定し、直ちに国会に提出されておりますけれども、これが審議の対象になるかは非常に不透明な状況にございます。理由は2点ございまして、他の重要法案が目白押しになっている点と予算案と直接リンクしていない面もございまして、現実的にいつから審議がされるのか非常に難しい状況にございます。この法案そのものは、基本的には内閣府が所管し、総務省も一部合同提出しておりますけれども、引き続きこの動向は私たちも注視してまいるといった状況でしかないという点について御理解を賜りたいと存じます。

(栗林会長)

一個人に背番号を付して国が管理をするのかという漠然とした感覚があります。それについて、いろいろな考え方の方も多いわけで、それが政府として議論もなく出されているという点がどのようなことであるのかというところがありましたので。

他に質問・意見等ございますか。

(松江委員)

昨日テレビを見ていましたら、このことをやっております、若い世代からお年寄りまで総番号制ということになりますので、いわゆる知らないうちに動いていると感じている人が結構多いというのが非常にまずいという話がありまして、リテラシーという話を含めてどういうふうに周知していくのか。一方的にはいかない話だと思いますし、国民的なコンセンサスをとりながら是非やっていただかないと大変なことになるのではないかと私も思っております。国民に対する議論をしっかり起こしていくという意味では、どのようにアプローチされようとしているのか。わかりましたら教えてください。

(事務局)

今の段階では、内閣府、総務省を中心とした取組の状況でございますけれども、国民対話を進めるという観点の中で47都道府県リレーシンポジウムを行うということで、今年度から順次行っているようでして、24年度中に全ての都道府県を終わらせるという状況をお聞きしております。しかしながら、これで本当に理解がされるのかという点につきましてはいささか心配な点がございます。もう一つ、内部的な話ですが、マイナンバー法案というのは目的等、使おうとしている手段がいまだにはっきりしない所がございまして、各都道府県の状況をお聞きしますと、そもそもどの部署が担当するのかという点も問題として残っておりまして、先般総務省にお聞きしますと、機会があるごとに自治体にきちんと説明をしたいという話もございますので、そうしたところで疑問をしっかりと投げかけてお答えを聞きながら取り組んでいく必要があると思っております。

(栗林会長)

他に質問・意見等がございませうか。

無いようですので、最後に住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバの機器更改について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料6に基づき説明。

(栗林会長)

質問・意見等がございませうか。

それでは、以上で本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。